

鹿児島県口蹄疫防疫対策 マニュアル参考資料 (様式・資料編)



平成29年3月

鹿児島県農政部畜産課

1 様式編

ページ

・飼養衛生管理基準チェックシート	1
・異常家畜の届出を受けた際の報告（別記様式1）	5
・事前準備チェック表	6
・異常家畜の症状等に関する報告（別記様式2）	8
・立入調査票－1	9
・立入調査票－2	12
・異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告（別記様式4）	15
・病性鑑定依頼書（別記様式3）	16
・口蹄疫初動防疫事前調査票	17
・各班業務チェック表	19
・プレスリリース（別記様式5）	23
・と殺指示書（別記様式6）	25
・移動制限除外証明書	26
・家畜評価記録簿	27
・物品評価記録簿	29
・制限区域の例外措置に関する協議書及び協議回答書	30
・移動指示書	32
・制限区域外の死亡家畜の移動に関する協議書及び協議回答書	34
・死亡家畜移動指示書	36
・制限区域外の家畜等の通過に関する協議書及び協議回答書	38
・制限区域外の家畜等の移入に関する協議書及び協議回答書	40
・道路占用許可申請書	42
・道路使用許可申請書	43
・車両消毒記録表	44
・車両消毒済証明書	45
・疫学関連家畜等調査票	46
・家畜等移動制限の指示書	48
・家畜等移動制限の解除通知書	50
・発生状況・清浄性確認臨床検査台帳	51
・発生状況確認チェック表	53
・受領書（別記様式7）	55
・口蹄疫予防液使用報告書（別記様式8）	56

2 資料編

ページ

資料1	口蹄疫とは	57
資料2	口蹄疫防疫対応タイムスケジュール (異常家畜通報～防疫措置開始まで)	60
資料3	対策本部の運営と役割(県, 現地, 地域, 振興局, 市町村, 団体等)	64
資料4	口蹄疫に対する本県の防疫体制について	70
資料5	標準的な埋却溝の必要面積イメージ	75
資料6	病性鑑定立入時に家畜防疫員が現地に携行する用具	77
資料7	異常家畜等の写真の撮影に関する事項	78
資料8	検体の採材について	79
資料9	航空機用輸送容器への検体包装手順	80
資料10	患畜及び疑似患畜決定までに作成する資料の例	82
資料11	発生農場と埋却場所における必要防疫資材一覧	84
資料12	経過観察措置について	96
資料13	発生農場初動防疫に係る配置・動員体制(肥育牛400頭規模)	97
資料14	肥育牛400頭に係る初動防疫人員と役割分担	98
資料15	発生農場初動防疫に係る配置・動員体制(肥育豚2000頭規模)	101
資料16	肥育豚2000頭に係る初動防疫人員と役割分担	102
資料17	発生農場初動防疫に係る配置・動員体制(母豚200頭規模)	105
資料18	母豚200頭に係る初動防疫人員と役割分担	106
資料19	発生農場初動防疫に係る配置・動員体制(離島繁殖牛100頭規模)	109
資料20	離島繁殖牛100頭に係る初動防疫人員と役割分担	110
資料21	初動防疫に係る規模別の動員数例	113
資料22	家畜の評価額の算定方法	114
資料23	消毒ポイント必要物品表	123
資料24	消毒ポイント配置図(例)	124
資料25	患畜に接触したおそれのある偶蹄類家畜の追跡【疫学調査班】	125
資料26	制限区域解除における清浄性確認検査注意事項について	126
資料27	消石灰を取り扱う際の注意	127
資料28	畜産農家の皆様へ(飼養衛生管理基準遵守パンフレット)	128
資料29	飼養衛生管理基準を遵守しましょう!	129
資料30	ネズミ対策, ラットサインを探しましょう	130
資料31	鹿児島県疫学検討チームによる疫学調査に関する事項	132
資料32	家保連絡先一覧	133
資料33	かごしま畜コミ・インフォ	134

1 様式編

飼養衛生管理基準 チェックシート

(1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）	レ欄
<p>自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。 	□
2. 衛生管理区域の設定	レ欄
① 衛生管理区域を設定している。	□
② 衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	□
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	レ欄
① 門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	□
② 衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	□
③ 衛生管理区域及び畜舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	□
④ 他の畜産施設に立ち入った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている（家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。）。	□
⑤ 過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	□
⑥ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	□
⑦ 過去4月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	□
4. 野生動物等からの病原体の侵入防止	レ欄
① 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	□
② 飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	□
③ 家畜の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	□
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保	レ欄
① 施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	□
② 家畜の体液（生乳を除く。）が付着する物品（注射針、人工授精用器具等）を使用する際は、1頭ごとに交換又は消毒をしている。	□
③ 畜房又はハッチが空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	□
④ 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。	□
6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	レ欄
① 家畜に特定症状（※）を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	□
② 家畜に特定症状を確認した場合には、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。	□

③ 家畜に特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	<input type="checkbox"/>
④ 毎日、飼養する家畜の健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
⑤ 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家畜の健康状態の確認等をしている。	<input type="checkbox"/>
⑥ 他の農場から家畜を導入した場合には、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>
⑦ 家畜を出荷し、又は移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
⑧ 家畜の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
7. 埋却等の準備	レ欄
① 埋却地を確保している。	<input type="checkbox"/>
② 焼却又は化製のための準備措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
8. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	レ欄
① 衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
② 家畜の所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
③ 家畜の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
④ 家畜の異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
9. 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）	レ欄
① 農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。	<input type="checkbox"/>
② 従業員が家畜に特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、従業員に周知徹底している。	<input type="checkbox"/>

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※ 特定症状（対象とする家畜伝染病：口蹄疫）

①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。

②同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らか場合は、この限りでない。

注意 遵守している項目について、レ欄の口にチェック印を付けること。
該当しない項目には、「－」を付けること。

飼養衛生管理基準 チェックシート

(2) 豚及びいのししの場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）	レ欄
<p>自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾患の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。 	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域の設定	レ欄
① 衛生管理区域を設定している。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	<input type="checkbox"/>
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	レ欄
① 門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③ 衛生管理区域及び畜舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
④ 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、出入りする者に着用させている。	<input type="checkbox"/>
⑤ 他の畜産施設に立ち上つた者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている（家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。）。	<input type="checkbox"/>
⑥ 過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
⑦ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
⑧ 過去4月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
⑨ 食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合において、生肉を含み、又は含む可能性があるときは、事前に摂氏70度以上で30分間以上、又は摂氏80度以上で3分間以上加熱処理をしている。	<input type="checkbox"/>
4. 野生動物等からの病原体の侵入防止	レ欄
① 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
② 飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
③ 家畜の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保	レ欄
① 施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
② 家畜の体液が付着する物品（注射針、人工授精用器具等）を使用する際は、注射針にあつては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具等にあつては一頭ごとに交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③ 畜舎又は畜房が空になつた場合には、清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
④ 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。	<input type="checkbox"/>

6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	レ欄
① 家畜に特定症状（※）を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	<input type="checkbox"/>
② 家畜に特定症状を確認した場合には、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。	<input type="checkbox"/>
③ 家畜に特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	<input type="checkbox"/>
④ 毎日、飼養する家畜の健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
⑤ 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家畜の健康状態の確認等をしている。	<input type="checkbox"/>
⑥ 他の農場から家畜を導入した場合には、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>
⑦ 家畜の出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
⑧ 家畜の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
7. 埋却等の準備	レ欄
① 埋却地を確保している。	<input type="checkbox"/>
② 焼却又は化製のための準備措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
8. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	レ欄
① 衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
② 家畜の所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
③ 家畜の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
④ 家畜の異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
9. 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）	レ欄
① 農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。	<input type="checkbox"/>
② 従業員が家畜に特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、従業員に周知徹底している。	<input type="checkbox"/>

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※ 特定症状（対象とする家畜伝染病：口蹄疫）

①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癒痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。

②同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らか場合は、この限りでない。

注意 遵守している項目について、レ欄の口にチェック印を付けること。
該当しない項目には、「－」を付けること。

異常家畜の届出を受けた際の報告

鹿児島県〇〇家畜保健衛生所

- 1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分

- 2 届出者
氏 名： (職 業：)
住 所： (電話番号：)

- 3 異常家畜の所在
住 所： (電話番号：)
所有者氏名：

- 4 当該施設の情報
畜種・用途別の飼養頭数：
飼養形態，畜舎数：

- 5 届出事項
異状の確認日時，確認者：
異常家畜の頭数（異状発見時の頭数及び届出時の頭数），日・月齢：
症状の概要：

異常家畜の同居の状況（同畜舎内・同畜房内飼養頭数，同居開始時期等）：

病歴・診療履歴：

- 6 既に講じた措置：

- 7 その他関連事項（疫学情報，個体識別番号等）：

- 8 届出者への指示事項：

- 9 届出受理者氏名：

- 10 処置
(1) 通報（時刻）
所長： 畜産課：
(2) 現地調査
氏名： 出発時刻：

事前準備チェック表

チェック	作業内容
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	発生地（農場等）の概要 1 所在地の確認 2 場内畜舎配置の確認，埋却地の有無，面積，立地条件等 3 その他（ ）
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	制限予定区域の設定 1 移動制限区域及び搬出制限区域の設定 2 制限区域の境界の明瞭化 （市町村等の行政単位，道路，河川，鉄道等の確認） 3 その他（ ）
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	周辺農場リスト等の作成 1 周辺農場リストの作成 （1）発生地から半径1km以内の農場 （2）移動制限区域内の農場（半径10km）（畜種別，用途ごと） （3）搬出制限区域内の農場（半径20km）（畜種別，用途ごと） （4）移動制限区域内の大規模飼養農場 2 疫学関連農場リストの作成 3 その他（ ）
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	地図の作成 1 発生地（農場等）の確認 2 発生地（農場等）の畜舎等の配置図 3 制限予定区域全域の地図 4 主要幹線道路が明瞭な拡大地図 5 発生地と近隣の地図 6 発生地から半径1km以内の地図 7 埋却予定地及び周辺の地図 8 その他（ ）
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	必要事項の地図への記載 1 発生地及び周辺農場 2 家畜関連施設 3 消毒ポイント予定地 4 埋却予定地 5 集合基地及び仮設基地 6 防疫対策本部 7 その他（ ）
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	現地対策本部に関すること 1 現地対策本部の設置（県対策本部と同時） 2 現地対策本部緊急防疫対策会議の開催
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	防疫作業計画の策定 （「口蹄疫初動防疫事前調査」の結果を参考に策定） 1 殺処分から移動制限の解除までの作業工程表の作成 2 初動防疫に関する手法等の策定 （1）殺処分方法（薬液，電殺器，炭酸ガス等） （2）搬出・運搬方法（畜舎から埋却地までの動線，機材・重機等） （3）清掃・消毒方法（使用薬液，散布方法，水源確認等） （4）埋却方法（シート使用，ガス対策等）汚染物品処理方法 （5）その他（ ）

異常家畜の症状等に関する報告

鹿児島県
〇〇家畜保健衛生所
担当：

- 1 現地調査 日時： 年 月 日 時 分

- 2 家畜所有者 住所：
 畜舎の所在地（家畜所有者の住所と異なる場合）：
 氏名：

- 3 農場従業員数及び農場管理責任者名：

- 4 当該施設の情報
 畜種・用途別の飼養頭数：
 飼養形態，畜舎数：

- 5 異状の詳細
 異状の確認日時：
 異常家畜の頭数，日・月齢：

 症状の概要（病変の部位、経過等詳細に記載）：

 同居の状況（同畜舎内・同畜房内飼養頭数、同居開始時期等）：

 病歴・診療履歴（経時的に詳細に記載）：

- 6 家畜防疫員の見解：

- 7 家畜の所有者への指示事項：

- 8 病性鑑定材料（部位，検体数及び保管方法）：
 ※ 防疫指針第3の3の①又は②に該当する場合に記載

立入調査票－1

〇〇家畜保健衛生所 氏名： _____

平成 年 月 日 時 分

1 家畜所有者

住所： _____ (電話番号： _____)

畜舎の所在地 (家畜所有者の住所と異なる場合)：

氏名：

2 農場従業員数及び農場管理責任者名：

従業員： _____ 名 農場管理責任者名：

3 飼養形態及び飼養頭数：

肉用牛 (繁殖, 肥育, 一貫), 酪農, 乳肉複合 品種：

豚 (繁殖, 肥育, 一貫) 品種：

牛： _____ 頭 (繁殖牛 _____ 頭, 育成牛 _____ 頭, 子牛 _____ 頭, 肥育牛 _____ 頭)

豚： _____ 頭 (繁殖豚 _____ 頭, 種雄豚 _____ 頭, 育成豚 _____ 頭, 子豚 _____ 頭, 肥育豚 _____ 頭)

その他 (水牛, めん羊, 山羊, 鹿, いのしし)： _____ 頭

系列：

畜舎構造・畜舎数等：

4 異状の詳細

(1) 異状の確認日時：

(2) 異常家畜の頭数 (畜種別, 用途別, 日・月齢, 個体識別番号等)：

(3) 症状の概要 (病変の部位, 経過等詳細に記載)：

(4) 同居の状況 (同畜舎内, 同畜房内飼養頭数, 同居開始時期等) :

(5) 病歴・診療履歴 (経時的に詳細に記載) :

5 家畜防疫員の見解 :

6 家畜の所有者への指示事項 (当面の措置状況) :

出入口の閉鎖 (農場及び防疫関係者以外の立入禁止), 家畜等の移動自粛, 農場
出入り口の消毒, その他 ()

7 病鑑材料の採取 :

ウイルス用 (部位 : 検体数 : 保管方法 :)

そ の 他 (部位 : 検体数 : 保管方法 :)

8 過去21日間に当該農場に出入りした家畜, 人, 車両等の履歴並びにそれらの移
動範囲等 :

※別添疫学調査票

9 その他参考となる事項 (周辺農場の戸数 (10km, 20km), 所有者の管理する他の
畜舎の有無, 系列農場の有無, 従業員の間蹄類飼養の有無, 周辺農場の状況等) :

疫学調査票（過去21日間）

家畜の導入	日時	導入元, 頭数 (連絡先)	運送業者 (連絡先)
家畜の出荷	日時	出荷先, 頭数 (連絡先)	運送業者 (連絡先)
所有者・従業員の出入り	日時	立入範囲	連絡先
獣医師・人工授精師・削蹄師・指導員等の出入り	日時	立入範囲	連絡先
業者（修理, 宅配, 郵便, 電気, ガス等）, その他（来客等）の出入り	日時	立入範囲	連絡先
動物用医薬品	日時	購入元	連絡先
飼料運搬車	日時	購入元	運送業者 (連絡先)
敷料運搬車	日時	購入元	運送業者 (連絡先)
集乳の状況 (日時, 運搬車両, 生乳の出荷先等)			
排せつ物処理状況 (日時, 運搬車両, 搬出先等)			
死亡畜の処理状況 (日時, 運搬車両, 搬出先等)			
精液及び受精卵	採精又は採卵日	出荷先	連絡先
給与飼料の情報 (粗飼料の産地, 残さ物給与の有無等)			
海外渡航歴, 海外からの物品の有無等			
他農場との器具機材等の共有	日時	共有農場	

立入調査票－2

家畜防疫員 所属： _____

氏名： _____

調査日時：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () _____ 時 _____ 分

農場名： _____ (聞き取り相手： _____)

農場住所： _____

- 1 畜舎及び周辺環境（山林，畑，住居，道路からの距離等）
別紙のとおり
- 2 畜舎及び付帯施設の構造，野生動物の侵入対策など
別紙のとおり
- 3 ホイルローダー等の農作業用機械の所有状況，重機搬入の必要性及び可能性

機械名	所有台数	内訳（大きさ別）	必要台数	備 考
ホイールローダー				
ホブキヤット				
フォークリフト				
ダンプトラック				
バックホー				
動噴・タンク				

重機の搬入：不可・可能(_____)

注：道幅，電線の高さ等を考慮すること

- 4 農場の所有地，隣接地の所有者，水源，道幅など
別紙のとおり
- 5 堆肥・敷料・オガコ等の残量

堆 肥	
敷 料	
オ ガ コ	

- 6 粗飼料・濃厚飼料等の残量

粗 飼 料	-----
濃厚飼料	-----

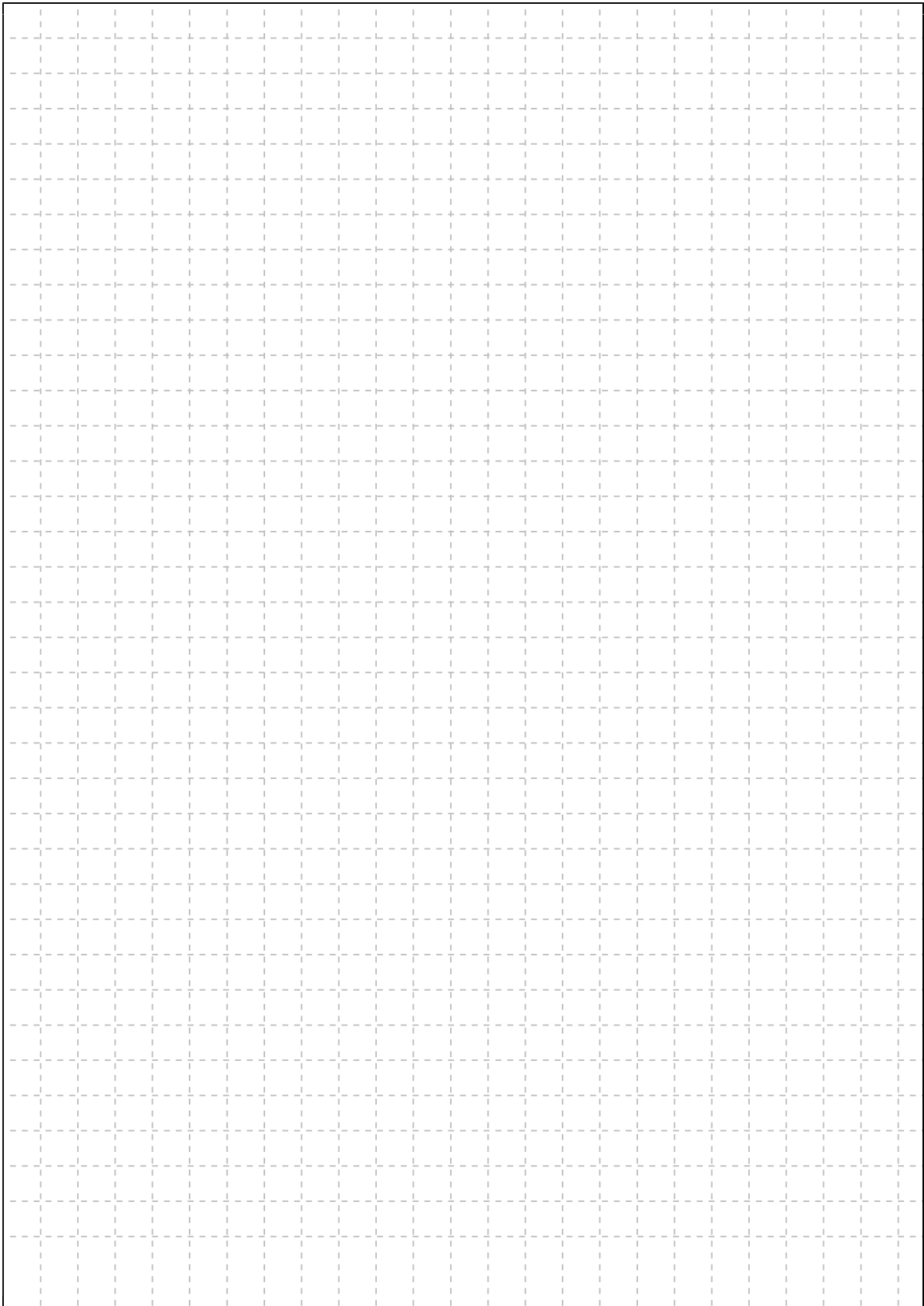
- 7 埋却地の見取り図

別紙のとおり

- 8 放牧等の有無

有・無 _____ ， 期間： _____ ， 場所： _____

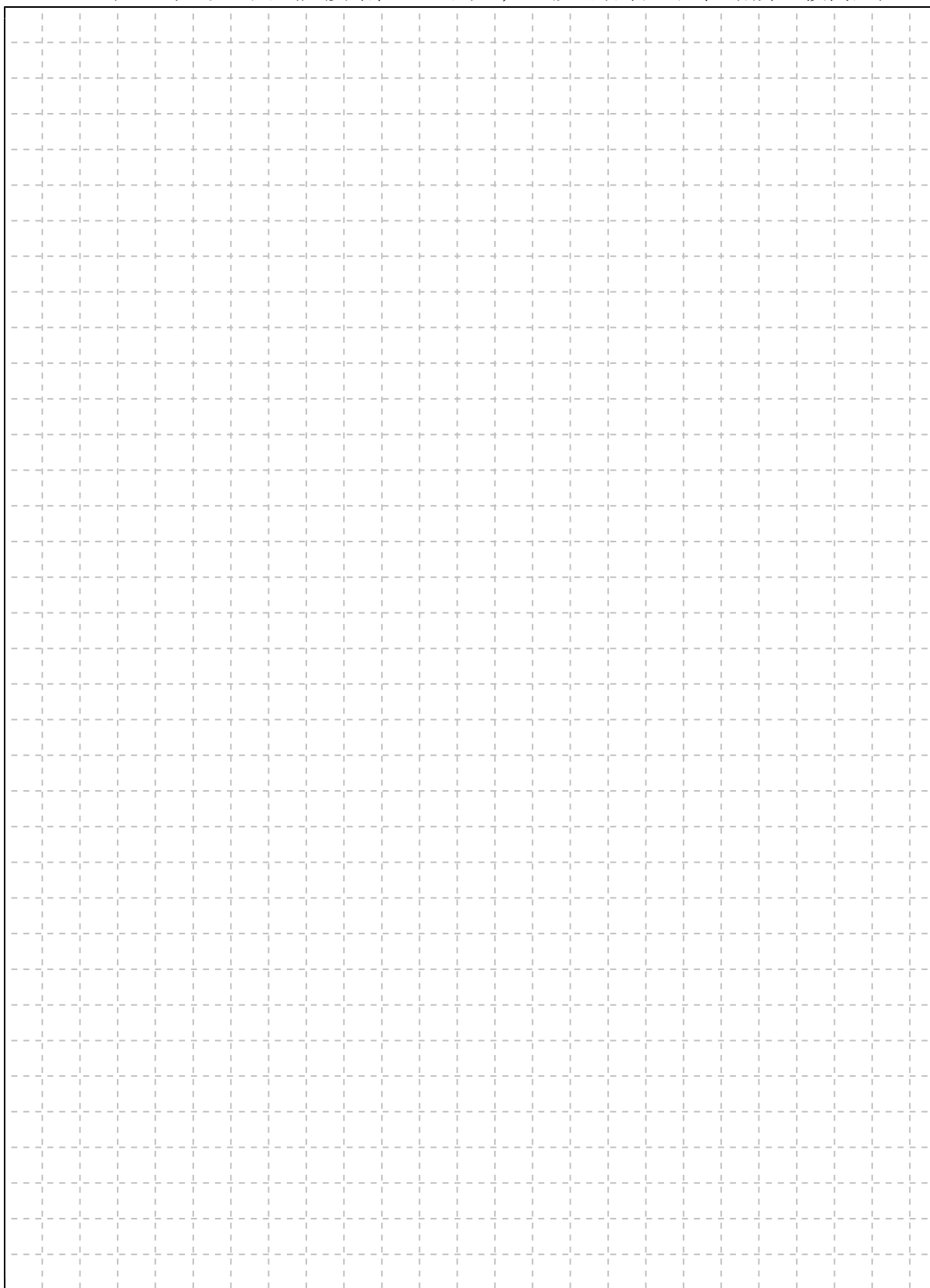
9 畜舎の見取り図（防疫措置に必要な，施設や器材の配置場所の検討用）



記載事項：テント・防疫フェンス・動噴の設置場所，搬出箇所

検討事項：殺処分場所・殺処分方法，殺処分の動線

10 埋却地の見取り図（防疫措置に必要な，施設や器材の配置場所の検討用）



記載事項：テント・防疫フェンス・動噴の設置場所，搬入箇所

検討事項：埋却溝・面積，処分家畜の投入方法，作業動線

※埋却地が農場から離れた場所にある場合は，輸送経路図を別途作成する。

異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告

鹿児島県
〇〇家畜保健衛生所
担当：

- 1 現地調査 日時：年 月 日 時 分
- 2 家畜所有者 住所：
畜舎の所在地（家畜所有者の住所と異なる場合）：
氏名：
- 3 病性鑑定材料（部位、検体数及び保管方法）：
※ 防疫指針第3の3の③に該当する場合に記載
- 4 当面の措置状況（検体送付後の措置等）：
- 5 過去21日間に当該農場に出入りした家畜の履歴：
- 6 過去21日間に出入りした人及び車両の履歴並びにそれらの移動範囲
(1) 人（農場作業員、獣医師、人工授精師、削蹄師等複数の家畜の農場の衛生管理区域内で作業を行う者）：
(2) 車両（家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両）：
- 7 排せつ物及び家畜の死体の搬出履歴及び搬出先（6で記載した事項を除く。）：
- 8 精液及び受精卵の出荷先：
- 9 給与飼料の情報（粗飼料の産地等）：
- 10 その他参考となる事項（周辺農場の戸数（10 km、20 km）、周辺農場の家畜の様子、系列農場の有無及びその内容等）：

病 性 鑑 定 依 頼 書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門長 殿

依頼機関代表者・氏名 (印)

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

- 1 動物種 (品種, 性別, 個体識別番号等を含む。)
- 2 鑑定材料 (種類及び数量を含む。)
- 3 鑑定目的
口蹄疫の診断
- 4 発生状況
別添のとおり (別記様式2を添付)
- 5 連絡先
- 6 その他特記事項

口蹄疫初動防疫事前調査票

調査者 _____

農場名称 _____
 農場住所 _____
 飼養頭数 _____

畜舎の見取り図(テント・防疫フェンス設置場所・消毒用動噴設置・搬出箇所明記)

○殺処分・消毒(清掃)

必要資材

・消毒

消石灰 袋, 炭酸ソーダ 袋, ビルコンS 個

・殺処分

電殺機・発電機・前掛け・金ブラシ・コードリール		セット			
10mlシリンジ	本	20mlシリンジ	本	30mlシリンジ	本
50mlシリンジ	本	注射器針(18G)	本	カテラン針(18G)	本
注射針(21G)	本	エクステンションチューブ(50cm)	本	留置針(14G)	本
パコマ(18L)	本	蒸留水(500ml)	本		
セラクター(20ml)	本	マフロパン(20ml)	本		
頭絡	本	保定用ロープ(6~12mm)	巻		
豚保定機(豚キーパー)	本	コンパネ(取手付き)	枚		
豚保定器(ワイヤー)	本	コンパネ(取っ手なし)	枚		
炭酸ガス室(ガス殺用に密閉できる部屋等)					
炭酸ガスポンペ	本	フレコンバック(500kg)	袋		
ガス交換用スパナ	本	フレコンバック(1t)	袋		
スノーホーン	本	搬出用ビニールシート(5m×100m)	枚		
ガスキャリア	台	搬出用ビニールシート(10m×10m)	枚		

・評価

評価台帳・座板・ボールペン	セット		
カメラ	台	ラッカースプレー	本

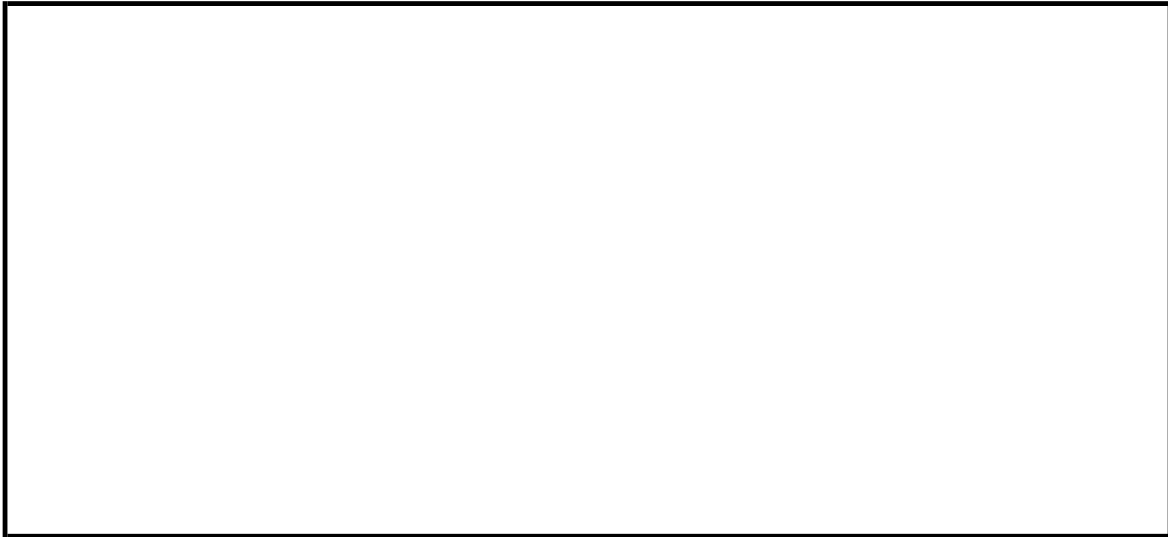
・清掃

竹ぼうき	本	角スコップ	本
一輪車	台	ちりとり	個
フレコンバック(500kg)	枚	フレコンバック(1t)	枚

必要重機

ホイールローダー	台(うち農場所所有台)
ボブキャット	台(うち農場所所有台)
フォークリフト	台(うち農場所所有台)
ダンプカー	台(うち農場所所有台)
バックホー	台(うち農場所所有台)
動力噴霧器・タンク	セット

埋却地の見取り図(テント・防疫フェンス設置場所・消毒用動噴設置・搬入箇所明記)

**○埋却****必要資材**

埋却用ブルーシート(10m×10m)	枚
木杭	本
ハンマー	本
消石灰	袋

必要重機

バックホー	台(内農場所所有台)
投光器	台

○その他**必要資材**

テント	張	簡易トイレ	台
防疫服関係	人分	ロープ(6~12mm)	巻
ゴミ袋	枚	フレコンバック(1t)	袋
ガムテープ	個	カッター	個
マジック	本	トイレットペーパー	個
キッチンペーパー	個	ラッカースプレー	個
ガソリン缶	個	10Lタンク(水)	個

総務庶務班(業務チェック表)

班長() 班員()

分掌業務		留意事項	参照先	連絡先	備考
<input type="checkbox"/>	現地対策本部設置	本部の設営準備(人員配置)。 関係機関へ設置の旨連絡。		県畜産課	
<input type="checkbox"/>	病性決定の情報伝達	発生農場		発生農場	過去21日以内の人工授精師、削蹄師等の出入りがあれば農場主から連絡
<input type="checkbox"/>		移動制限区域内農場	制限区域内農場へ発生概要・留意事項を伝達。 リストを元に各農場へ市町村・県酪から伝達するよう依頼。	制限区域内農場リスト 地域緊急連絡網	市町村, 県酪
<input type="checkbox"/>		関係機関への伝達	口蹄疫病性決定の旨を伝達。 防疫活動への協力依頼。	地域緊急連絡網	地域緊急連絡網
<input type="checkbox"/>	移動制限区域・搬出制限区域の決定		本編p88	県畜産課, 地域振興局, 市町村	県畜産課より告示
<input type="checkbox"/>	消毒ポイントの決定	振興局, 市町村と協議。	本編p99	県畜産課, 地域振興局, 市町村	県畜産課より告示
<input type="checkbox"/>	埋却地の決定	農場主, 振興局, 市町村と協議。	本編p56 埋却候補地一覧	県畜産課	
<input type="checkbox"/>	集合基地, 仮設基地の決定	市町村に場所のリストアップ, 作業員の移動手段の確保を指示。同時に管理・運営を要請(施設内設備, レイアウト, 検診場所等検討)	本編p43	市町村, レンタル業者	
<input type="checkbox"/>	防疫作業員の確保, 動員	一覧表を作成。 決定後動員のため各所へ連絡。	獣医師リスト 作業員リスト 共済獣医師リスト 衛生部獣医師名簿	県畜産課, 地域振興局, 市町村, 農協, 共済	
<input type="checkbox"/>	防疫資材の注文, 確保	調達が可能か確認。予約した上で病性決定後本注文が可能かどうか。	建機レンタル一覧 ホームセンター一覧 必要資材リスト	建設業者, レンタル業者, 県畜産課, 振興局	
<input type="checkbox"/>	殺処分方法の決定	先遣調査の結果を踏まえ, 県畜産課と協議。 電殺器等必要機材あれば他家保から調達。		県畜産課	
<input type="checkbox"/>	作業スケジュール, 役割分担決定		本編p8 役割分担表	作業従事する 関係機関すべて	
<input type="checkbox"/>	防疫状況記録	現地の防疫状況を逐次電話報告。			
<input type="checkbox"/>	各班との連絡調整	不足する資機材の把握, 追加注文。 不足人員の把握, 追加要請。 作業の進捗状況確認。 各班への連絡事項の伝達。			
<input type="checkbox"/>	連絡・問い合わせ対応	県対策本部や関係機関からの連絡・関係者からの問い合わせに対する対応。 概要をすべて記録する。			
<input type="checkbox"/>	緊急防疫対策会議開催	会議案内通知, 会場設営, 受付。			
<input type="checkbox"/>	各種経理事務	文書作成, 報告	各種別紙様式の作成, 県畜産課への報告。		
<input type="checkbox"/>		勤務状況管理	家畜防疫員, 民間獣医師等の勤務状況把握。		
<input type="checkbox"/>		台帳管理	備品の保管, 貸し借りに関する台帳の管理		
<input type="checkbox"/>		出納事務	消耗品出納簿の管理		

防疫指導班(業務チェック表)

班長() 班員()

分掌業務	留意事項	参照先	連絡先	備考
□ 患畜決定を畜主に通知, 説明	<ul style="list-style-type: none"> ・口蹄疫の概要 ・決定経過, 法の趣旨 ・所有者の義務 ・防疫措置 	と殺指示書 (別記様式6) 家畜等移動制限の指示書		
□ 発生農場への指示	<ul style="list-style-type: none"> ・患畜・疑似患畜の隔離 ・家畜の移動禁止, 殺処分・埋却・汚染物品の処理 ・畜舎等の消毒 	本編p37		
□ 本部へ必要事項の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・殺処分予定頭数 ・殺処分方法 ・家畜共済・互助事業への加入有無 ・埋却予定地の有無 ・消毒面積 		総務班	
□ 家畜の隔離・係留の確認	愛玩動物の係留を併せて確認。			
□ 発生の標示, 立入禁止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・口蹄疫発生の標識 ・農場立入禁止の掲示 ・出入り口の封鎖(門を閉じる・縄を張る) 	本編p87		後発隊が看板等資材運搬
□ 消毒槽, 噴霧装置の設置	各畜舎に消毒槽を設置。噴霧装置の有無を確認し, 必要数を本部へ連絡。		総務班	
□ 殺処分対象家畜の確認	具体的な頭数把握を行い, 本部へ連絡。		総務班	
□ 農場, 周辺農場の遮蔽作業	発生農場及び周辺農場の外部をビニールシートで遮蔽する。		総務班	後発隊がシート等資材運搬 (建設業協会依頼)
□ 農場周辺の通行制限	進入車両, 人の通行を監視, 遮断。 ガードマン到着までは防疫員が作業。			後発隊が資材運搬 (ライト, ロープ, 立て看板, 動噴, 消毒器, 携帯)
□ 衛生害虫対策	<ul style="list-style-type: none"> ・殺そ剤(クマリン等) ・殺虫剤(有機リン製剤等) ・野生動物の侵入防止対策の確認 			後発隊が資材運搬
□ 農場下水, 尿溜, 排水溝対策	<ul style="list-style-type: none"> ・排水溝の閉鎖を再確認 ・農場の下水, 尿溜, 排水溝に消毒剤投入(炭酸ソーダ) 			
□ 汚染が疑われるものへの消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎 ・農場敷地内の地面 ・畜舎の壁, 天井 ・農機具 ・農作業に使用した衣服, 履物 			
□ 移動禁止関連の説明	発生農場の移動禁止措置に関して農場主に説明。	本編p37		
□ 「と殺指示書」・「家畜等移動制限の指示書」の交付	農場主への説明と併せて実施。	参考資料p25, 48~49		
□ 評価	すべての評価対象物品を記録。	本編p67, 参考資料p27~29, 114~122		評価・記録班が評価簿持参
□ 防疫状況の記録	評価, 殺処分, 埋却, 消毒, 通行制限・遮断等の作業状況を文書, 写真等で記録			

検査基地班(業務チェック表)

班長() 班員()

分掌業務	留意事項	参照先	連絡先	備考
<input type="checkbox"/> 人員の確保	必要数から他家保、共済獣医師等の派遣を要請する。	獣医師リスト 作業者リスト (市町村、農協) 共済獣医師リスト 衛生部獣医師名簿	県畜産課、 市町村、 農協、共済、 開業獣医師、 大学	獣医師1名 +案内人1名/農場 衛生部に関しては畜 産課から調整
<input type="checkbox"/> 人員の配分	清浄性確認検査では、同一の家畜防疫員が複数の畜種を診て回るようなことがないよう配慮して配分する。	同上	同上	
<input type="checkbox"/> 立入検査対象農場への連絡	調査対象農場への電話連絡・意義説明。(案内員の協力を得る)	本編p109	市町村・農協・共済	
<input type="checkbox"/> 調査ルートの方策	制限区域の外縁部から発生地に向けて実施する等、ウイルス拡散防止に配慮する。		市町村・農協・共済	
<input type="checkbox"/> 必要資材の確保	家保に持ち帰る資材を保管する汚染物品ゾーンを確保しておく。	本編p110	中央家保、他家保	
<input type="checkbox"/> 携行品の分配	農場ごとに必要な携行品を分配。 車両の確保を依頼。 確保後はあらかじめ消毒。	同上	市町村・農協・共済	
<input type="checkbox"/> 電話による聞き取り調査 (移動制限区域内の農場)	飼養家畜の異常の有無、現在の飼養状況、口蹄疫発生国への渡航歴等を確認。 制限区域内農場に対する指導事項伝達、早期通報の徹底を指示。	本編p111 参考資料p11, 51~54		
<input type="checkbox"/> 電話による聞き取り調査のまとめ	農場リストをもとに一覧表作成		県畜産課	
<input type="checkbox"/> 検査結果の報告	農場リストをもとに一覧表を作成し県畜産課へ随時報告する。		県畜産課	
<input type="checkbox"/> 異常家畜発見時の対応	総務班、発生地班と連携。			
<input type="checkbox"/> 清浄性確認検査対象農場の決定		本編p109	畜産課、市町村、 農協	
<input type="checkbox"/> 清浄性確認検査への対応(上記に準ずる)		同上		

疫学調査班(業務チェック表)

班長() 班員()

分掌業務	留意事項	参照先	連絡先	備考
<input type="checkbox"/> 疫学調査対象農場・施設の特 定	発生地班による先遣調査の結果から、調査対 象となる農場・施設を特定。 管外の場合など、管轄家保に協力を依頼。	本編p107	県畜産課、市町 村	県外に渡る場合は県 畜産課が対応
<input type="checkbox"/> 対象農場・施設への電話確認・ 立入要請	対象農場・施設への事実確認、調査の意義説 明 ・農場: 獣医師(防疫員) + 案内人 ・施設: 獣医師以外可	同上	県畜産課、市町 村	施設に関しては県畜 産課から要請の場合 あり
<input type="checkbox"/> 調査員・案内人の依頼・確保			県畜産課、 他家保・市町村	
<input type="checkbox"/> 立入調査日程の調整・同行依 頼	車両の確保を同時に依頼する。		市町村	
<input type="checkbox"/> 立入調査の携行品準備		参考資料p77		
<input type="checkbox"/> 疑似患畜発見農場での対応		参考資料p78～79		
<input type="checkbox"/> 疑似患畜発見の際の重機、資 材の確保	総務班と連携			

移動規制班(業務チェック表)

班長() 班員()

分掌業務	留意事項	参照先	連絡先	備考
<input type="checkbox"/> 規制内容、指導内容の周知	関係者へFAX等で通知する。	規制内容一覧 指導内容一覧 地域緊急連絡網	規制がかかる関 係者、関係団体 すべて	
<input type="checkbox"/> 立入禁止等の標示に関する調 整、準備	標示を行う上で、市町村・所轄警察署と調整す る。 掲示看板の用意。(発生地班が設置)	本編p91	市町村、管轄警 察署、中央家保	
<input type="checkbox"/> 消毒ポイントの設置確認・防疫 指導(総括的役割)	振興局による消毒ポイントの設置を確認すると ともに、防疫上の注意点(的確な消毒方法等) を指導。 不測の事態は家保で対応。	本編p100	地域振興局	
<input type="checkbox"/> 死体等の移動に関する指導・ 集計	移動制限区域内の家畜の死体、敷料、排せつ 物の条件付き移動に伴い、農場家畜に異常が ないことの確認と経過記録を対象農場に指導。 移動状況を県対策本部へ報告。	本編p98 規制内容一覧		
<input type="checkbox"/> 移動制限区域内のと畜場・家 畜市場の監視	必要に応じ防疫員が立ち入り、状況を監視す る。			

プレスリリース

平成 年 月 日
農 林 水 産 省
[鹿 児 島 県]

口蹄疫の（疑似）患畜の確認について

- ・本日、家畜伝染病である「口蹄疫」の（疑似）患畜が〇〇県〔県内〕で確認されました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養牛（豚、めん羊、山羊等）の移動を自粛しています。なお、口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類動物の病気であり、人に感染することはありません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、現に慎むようお願いします。

1 農場の概要

所在地：〇〇県〇〇市〇〇

飼養状況：〇〇牛（豚、めん羊、山羊等） 飼養頭数〇〇頭

2 経緯

- (1) 〇〇月〇〇日、〇〇から〇〇である旨、〇〇家畜保健衛生所に通報がありました。
- (2) 同日、〇〇家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に検体を送付しました。
- (3) 同研究部門による〇〇検査及び〇〇検査で陽性となったことから、口蹄疫の（疑似）患畜と判定しました。

3 今後の対応

農林水産省は、本日の口蹄疫対策本部で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

- (1) 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成 27 年 11 月 20 日農林水産大臣公表)に基づき、当該農場の飼養家畜のと殺及び埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- (4) 県との的確な連携を図るため、政務三役が県と密接に連絡をとる。(現地派遣又は電話連絡)。
- (5) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
- (6) 殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
- (7) 感染経路の究明のため、「疫学調査チーム」を派遣。
- (8) 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- (9) 関係府省と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4 その他

- (1) 口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の乳・肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問合せ先

所属：〇〇

担当：〇〇

TEL：〇〇

FAX：〇〇

(別記様式 6)

と 殺 指 示 書

番 号
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員〇〇 (印)

あなたが所有する (管理する) 次の家畜は、口蹄疫の患畜 (疑似患畜) と判定されたので、家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家畜の所在する場所

家畜の種類、頭数及び耳標番号

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と殺の方法
- 3 その他

(備 考)

- 1 この指示については、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) による不服申立てをすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家畜については、家畜伝染病予防法第 58 条第 1 項及び第 2 項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。
ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

移動制限除外証明書

第 号
年 月 日

殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員 印

あなたが所有（管理）する次の家畜等については、次の口蹄疫の発生に伴う、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 32 条第 1 項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報：平成〇〇年〇月〇日に鹿児島県〇〇市で発生が確認された口蹄疫

記

1. 禁止又は制限の対象外となる家畜等：家畜／生乳／精液／飼料／敷料／排せつ物／その他（ ）
2. 家畜等が所在する場所の名称及び住所（移動元）：
3. 家畜等が移動する場所の名称及び住所（移動先）：

（留意事項）

対象家畜等を移動させる際には、以下のことを遵守すること。

- ① この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。
- ② 運搬には密閉車両（家畜以外は密閉容器等による代替可）を用いる。
- ③ 可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。
- ④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ⑤ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。

家 畜 評 価 記 録 簿 (牛)

	評 価 日		病 性 決 定 日		殺 処 分 命 令 日		殺 処 分 日	
農 場 名								
所 有 者 氏 名								
農 場 所 在 地								
所 有 者 住 所								
連 絡 先 (自宅) (携帯)								
	耳 標 番 号			品 種	用 途	雌 雄		備 考
1				JB Hol F1 その他	繁殖 育成 肥育 その他	雌	去勢	雄
2				JB Hol F1 その他	繁殖 育成 肥育 その他	雌	去勢	雄
3				JB Hol F1 その他	繁殖 育成 肥育 その他	雌	去勢	雄
4				JB Hol F1 その他	繁殖 育成 肥育 その他	雌	去勢	雄
5				JB Hol F1 その他	繁殖 育成 肥育 その他	雌	去勢	雄
6				JB Hol F1 その他	繁殖 育成 肥育 その他	雌	去勢	雄
7				JB Hol F1 その他	繁殖 育成 肥育 その他	雌	去勢	雄
8				JB Hol F1 その他	繁殖 育成 肥育 その他	雌	去勢	雄
9				JB Hol F1 その他	繁殖 育成 肥育 その他	雌	去勢	雄
10				JB Hol F1 その他	繁殖 育成 肥育 その他	雌	去勢	雄
11				JB Hol F1 その他	繁殖 育成 肥育 その他	雌	去勢	雄
12				JB Hol F1 その他	繁殖 育成 肥育 その他	雌	去勢	雄
13				JB Hol F1 その他	繁殖 育成 肥育 その他	雌	去勢	雄
14				JB Hol F1 その他	繁殖 育成 肥育 その他	雌	去勢	雄
15				JB Hol F1 その他	繁殖 育成 肥育 その他	雌	去勢	雄
16				JB Hol F1 その他	繁殖 育成 肥育 その他	雌	去勢	雄
17				JB Hol F1 その他	繁殖 育成 肥育 その他	雌	去勢	雄
18				JB Hol F1 その他	繁殖 育成 肥育 その他	雌	去勢	雄
19				JB Hol F1 その他	繁殖 育成 肥育 その他	雌	去勢	雄
20				JB Hol F1 その他	繁殖 育成 肥育 その他	雌	去勢	雄

その他 (死亡牛等)	
---------------	--

評価人氏名

家 畜 評 価 記 録 簿 (豚)

評 価 日	病 性 決 定 日	殺 処 分 命 令 日	殺 処 分 日

農 場 名
所 有 者 氏 名
農 場 所 在 地
所 有 者 住 所
連 絡 先

ステージごとの頭数を
豚房単位で記入する

①哺乳期 (～約5kg)
②離乳期 (～約10kg)
③育成期 (～約30kg)
④肥育前期 (～約70kg)
⑤肥育後期 (約70kg～)
⑥繁殖豚

1 ()		2 ()		3 ()		4 ()		5 ()	
①		①		①		①		①	
②		②		②		②		②	
③		③		③		③		③	
④		④		④		④		④	
⑤		⑤		⑤		⑤		⑤	
⑥		⑥		⑥		⑥		⑥	
⑦		⑦		⑦		⑦		⑦	
6 ()		7 ()		8 ()		9 ()		10 ()	
①		①		①		①		①	
②		②		②		②		②	
③		③		③		③		③	
④		④		④		④		④	
⑤		⑤		⑤		⑤		⑤	
⑥		⑥		⑥		⑥		⑥	
⑦		⑦		⑦		⑦		⑦	
11 ()		12 ()		13 ()		14 ()		15 ()	
①		①		①		①		①	
②		②		②		②		②	
③		③		③		③		③	
④		④		④		④		④	
⑤		⑤		⑤		⑤		⑤	
⑥		⑥		⑥		⑥		⑥	
⑦		⑦		⑦		⑦		⑦	
16 ()		17 ()		18 ()		19 ()		20 ()	
①		①		①		①		①	
②		②		②		②		②	
③		③		③		③		③	
④		④		④		④		④	
⑤		⑤		⑤		⑤		⑤	
⑥		⑥		⑥		⑥		⑥	
⑦		⑦		⑦		⑦		⑦	

備考

合計 ()	
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	

評価人氏名 _____

物 品 評 価 記 録 簿 (牛 ・ 豚)

評 価 日	病 決 定 日	性 日	殺 命 処 令 日	殺 処 分 日
農 場 名				
所 有 者 氏 名				
農 場 所 在 地				
所 有 者 住 所				
連 絡 先	(自 宅)			(携 帯)
飼 料				
堆 肥				
薬 品				
生 乳				
化 学 肥 料 苗				
そ の 他				

評価人氏名

制限区域の例外措置に関する協議書

平成 年 月 日

〇〇家畜保健衛生所長 殿

住 所

氏 名

印

口蹄疫発生に伴う制限区域の例外措置に関する協議について

このことについて、特定家畜伝染病防疫指針第8の5の(1)に基づき、以下のとおり制限の例外措置を協議します。

記

1 移動対象

家畜の死体(牛・豚)、排せつ物等、敷料、飼料、その他()

2 移動先及び処分方法

名 称 :

住 所 :

処分方法: 焼却, 埋却, 化製処理, その他()

3 搬送経路

作業従事者名 :

運搬車両詳細: 〇〇会社, 〇 tトラック, 車両番号

〇〇農場 → 国縣市町道号線名 → 消毒ポイント名 → 国縣市町道号線名
→ 処理場名(距離: 約 km)

※ 農場, 制限区域, 消毒ポイント, 搬送経路等を記入した地図を添付すること。

制限区域の例外措置協議回答書

文書番号

平成 年 月 日

〇〇〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所長 公印

口蹄疫発生に伴う制限区域の例外措置に関する協議について（回答）

平成 年 月 日，照会のあった「口蹄疫発生に伴う制限区域の例外措置に関する協議について」について，貴農場は口蹄疫の罹患家畜がない農場と判断しますので，例外措置を適用することを許可します。

なお，搬出に当たっては，別添の「移動指示書」の内容を遵守して下さい。

記

1 農場（農家）名

名 称：

住 所：

2 搬出先名

名 称：

住 所：

(表面)

移動指示書

平成 年 月 日

〇〇〇〇 殿

家畜防疫員
所属 〇〇家畜保健衛生所
氏名 印

下記のとおり移動を指示します。
なお、移動に際しては、裏面の事項を遵守してください。

記

家畜の種類 及び移動対象	移動理由	所有者または管理者の 氏名、住所等	備考

- 1 移動年月日
平成 年 月 日から、移動制限が解除されるまでの間
(ただし、今後の状況に応じて、移動の指示を取り消すことがある。)
- 2 移動先に関する事項
施設の名称及び住所：
- 3 移動経路
〇〇農場 → 国縣市町道号線名 → 消毒ポイント名 → 国縣市町道号線名
→ 処理場名
- 4 その他特記すべき事項

(裏面)

移動時には、次の措置を講ずること。

- 1 移動当日に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認後、移動する。
- 2 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。
- 3 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- 4 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- 5 複数の農場を連続して配送しないようにする。
- 6 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- 7 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- 8 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- 9 移動経過を記録し、保管する。

なお、焼却、化製処理又は消毒をする場合には、次の措置を講ずる。

- 1 運搬車両から死体等投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- 2 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- 3 焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

制限区域外の死亡家畜の移動に関する協議書

平成 年 月 日

〇〇家畜保健衛生所長 殿

住 所

氏 名

印

口蹄疫発生に伴う制限区域外の死亡家畜の移動に関する協議について

このことについて、特定家畜伝染病防疫指針第8の5の(2)に基づき、以下のとおり死亡家畜の移動を協議します。

記

1 死亡家畜移動先

名 称 :

住 所 :

2 搬送経路

作業従事者名 :

運搬車両詳細 : 〇〇会社, 〇 tトラック, 車両番号

〇〇農場 → 国県市町道号線名 → 消毒ポイント名 → 国県市町道号線名
→ 処理場名

※ 農場, 制限区域, 消毒ポイント, 搬送経路等を記入した地図を添付すること。

制限区域外の死亡家畜の移動に関する協議回答書

文書番号

平成 年 月 日

〇〇〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所長 公印

口蹄疫発生に伴う制限区域外の死亡家畜の移動に関する協議について（回答）

平成 年 月 日，照会のあった「口蹄疫発生に伴う制限区域外の死亡家畜の移動に関する協議について」について，例外措置を適用することを許可します。

なお，搬出に当たっては，別添の「死亡家畜移動指示書」の内容を遵守して下さい。

記

1 農場（農家）名

名 称：

住 所：

2 搬出先名

名 称：

住 所：

(表面)

死亡家畜移動指示書

平成 年 月 日

〇〇〇〇 殿

家畜防疫員
所属 〇〇家畜保健衛生所
氏名 印

以下のとおり移動を指示します。
なお、移動に際しては、裏面の事項を遵守してください。

家畜の種類	移動理由	所有者または管理者の氏名、住所等	備考
	死亡家畜を死亡獣畜処理場に搬入するため		

- 1 移動年月日
平成 年 月 日から、移動制限期間が終了するまでの間
(ただし、今後の状況に応じて、移動の指示を取り消すことがある。)
- 2 移動経路
〇〇農場 → 国縣市町道号線名 → 消毒ポイント名 → 国縣市町道号線名
→ 処理場名
- 3 移動先に関する事項
施設の住所及び名称：
- 4 その他

(裏面)

移動制限区域内の農場には、立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒してください。

なお、焼却、化製処理又は消毒をする場合には、次の措置を講ずる。

- 1 運搬車両から死体等投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- 2 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- 3 焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

制限区域外の家畜等の通過に関する協議書

平成 年 月 日

〇〇家畜保健衛生所長 殿

住 所

氏 名

印

口蹄疫発生に伴う制限区域外の家畜等の通過に関する協議について

このことについて、特定家畜伝染病防疫指針第8の5の(3)に基づき、以下のとおり制限の例外措置を協議します。

記

1 移動対象

家畜(牛・豚)、排せつ物等、敷料、飼料、その他()

2 移動先

名 称:

住 所:

3 搬送経路

作業従事者名:

運搬車両詳細: 〇〇会社, 〇 tトラック, 車両番号

〇〇農場 → 国縣市町道号線名 → 消毒ポイント名 → 国縣市町道号線名
→ 移動先名(距離: 約 km)

※ 農場, 制限区域, 消毒ポイント, 搬送経路等を記入した地図を添付すること。

制限区域外の家畜等の通過に関する協議回答書

文書番号

平成 年 月 日

〇〇〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所長 公印

口蹄疫発生に伴う制限区域外の家畜等の通過に関する協議について（回答）

平成 年 月 日、照会のあった「口蹄疫発生に伴う制限区域外の家畜等の通過に関する協議書について」について、例外措置を適用することを許可します。

なお、通過に当たっては、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分消毒してください。

記

1 農場（農家）名

名 称：

住 所：

2 移動先名

名 称：

住 所：

制限区域外の家畜等の移入に関する協議書

平成 年 月 日

〇〇家畜保健衛生所長 殿

住 所

氏 名

印

口蹄疫発生に伴う制限区域外の家畜等の移入に関する協議について

このことについて、特定家畜伝染病防疫指針第8の5の(4)に基づき、以下のとおり家畜等の移入に関して制限の例外措置を協議します。

記

1 移入対象

家畜(牛・豚)、排せつ物等、敷料、飼料、その他()
詳細(個体識別番号等):

2 移入先

名 称:
住 所:

3 移入予定日

平成 年 月 日()

4 搬送経路

作業従事者名:
運搬車両詳細: 〇〇会社, 〇 tトラック, 車両番号

〇〇農場 → 国縣市町道号線名 → 消毒ポイント名 → 国縣市町道号線名
→ 移動先名(距離: 約 km)

※ 農場, 制限区域, 消毒ポイント, 搬送経路等を記入した地図を添付すること。

制限区域外の家畜等の移入に関する協議書回答書

文書番号

平成 年 月 日

〇〇〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所長 公印

口蹄疫発生に伴う制限区域外の家畜等の移入に関する協議について（回答）

平成 年 月 日，照会のあった「口蹄疫発生に伴う制限区域外の家畜等の移入に関する協議書について」について，例外措置を適用することを許可します。

なお，移入に当たっては，移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分消毒してください。

記

1 農場（農家）名

名 称：

住 所：

2 移入先名

名 称：

住 所：

道路占用 許可申請 協議書

新規	更新	変更	年 月 日
----	----	----	-------

殿

平成 年 月 日

〒

住所

氏名

印

担当者

TEL

道路法 第32条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的			
占用の場所	路線名	車道・歩道・その他	
	場所		
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	平成 年 月 日から	間	占用物件の構造
	平成 年 月 日まで		
工事の期間	平成 年 月 日から	間	工事実施の方法
	平成 年 月 日まで		
道路の復旧方法	添付書類		
備考			

記載要領

- 「許可申請 協議」、「第32条 及び 「許可を申請 協議」 については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|----|----|----|

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 申請者（申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

署 長	副 署 次 長	地 交 官	課 長	代 理	主 任	係
--------	------------------	-------------	--------	--------	--------	---

県収入証紙
貼付欄

本件道路使用許可申請を許可してよろしいか


捨 印

道路使用許可申請書		年 月 日
警察署長 殿		
申請者 住 所		
氏 名		Ⓜ
道路使用の目的		
場所又は区間	市・郡	先道路上
期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
方法又は形態		
添 付 書 類		
有 ・ 無	現 場 住 所	市・郡
	責任者 氏 名	電話
番 号	第 号 道路使用許可証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
	条 件	
		年 月 日 警察署長 Ⓜ

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請書の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
- 4 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 教示 1 この処分不服があるときは行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に鹿児島県公安委員会（交通規制課経由）に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に提起しなければなりません。

車両消毒済証明書

鹿児島県

月 日	車両ナンバー		
	消毒ポイント【○○○○】 	消毒ポイント【 】	消毒ポイント【 】
	時間 ○○:○○	時間 :	時間 :
	消毒ポイント【 】	消毒ポイント【 】	消毒ポイント【 】
	時間 :	時間 :	時間 :
	消毒ポイント【 】	消毒ポイント【 】	消毒ポイント【 】
	時間 :	時間 :	時間 :
	消毒ポイント【 】	消毒ポイント【 】	消毒ポイント【 】
	時間 :	時間 :	時間 :

疫学関連家畜等調査票

_____ 現地防疫対策本部
家畜防疫員氏名 _____

1 検査年月日

2 所有者住所氏名 <畜舎の所在>

氏名（農場名）：

農場の所在する住所：

3 発生農場との疫学関連（発生 No. _____ に関連した）

(1) 疫学関連家畜

病性鑑定判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家畜を飼養

病性鑑定判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜と接触した家畜を飼養

病性鑑定判定日から遡って8日以上21日以内に患畜又は疑似患畜から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜を飼養

病性鑑定判定日から遡って7日目の日以降に患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかな家畜（疑似患畜）と同一農場で家畜を飼養

病性鑑定判定日から遡って7日目の日以降に患畜又は疑似患畜から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜（疑似患畜）と同一農場で家畜を飼養

病性鑑定判定日から遡って7日目より前に患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかな家畜で、患畜となる恐れがあると家畜防疫員が判断した家畜（疑似患畜）と同一農場で家畜を飼養

病性鑑定判定日から遡って7日目より前に患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかな家畜で、患畜となる恐れがあると家畜防疫員が判断した家畜（疑似患畜）と同一農場で家畜を飼養

(2) 病性鑑定判定日から遡って21日以内の発生農場への人等の出入りに関する疫学関連

発生農場に出入りした日から7日以内に当該農場へ出入りした人がいる

発生農場に出入りした日から7日以内に当該農場へ出入りした物がある

発生農場に出入りした日から7日以内に当該農場へ出入りした車両がある

4 検査

	飼養頭数	検査頭数		備考
		外見	個体	
成牛 子牛 水牛 豚 めん・山羊				

※ 全頭数を検査しない場合はその理由

5 臨床症状（特定症状の有無）

6 検査材料採取（有・無）

・血液： 検体

7 講じた措置（隔離の指示等）

8 その他参考となる事項

注：異常を認めたものは、別記様式2に記入し、電話報告する。

(表 面)

家畜等移動制限の指示書

第 号
年 月 日

殿

〇〇家畜保健衛生所長

あなたが所有（管理）する家畜は、口蹄疫となるおそれがあると認められるので、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 32 条第 1 項の規定により、別途通知するまで下記のとおり移動の制限を指示します。

記

1 家畜の種類

2 移動を制限する物品

病原体を拡げる恐れのある物品（家畜の死体、敷料、排せつ物、器具等）

3 移動を制限する区域

（備 考）

- 1 移動制限の注意事項は裏面を参照下さい。
- 2 この指示については、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による不服申立てをすることはできません。
- 3 この指示に違反した場合は、30 万円以下の罰金に処せられます。

(裏 面)

隔離に当たっての注意事項

- 1 家畜の搬出入は、家畜防疫員の許可する場合を除いて、行ってはならない。
- 2 飼料、敷料、家畜管理用具等病原体に汚染したおそれのある物を持ち出してはならない。
- 3 家畜の管理者及び家畜防疫員以外の者は畜舎に立ち入ってはならない。
- 4 あなた及びあなたと同居する人は、他の家畜を飼養する場所に立ち入ってはならない。
- 5 家畜の生産物は、家畜防疫員の許可する場合を除いて、持ち出してはならない。
- 6 畜舎又は放牧場の出入口は1カ所のみとし、消毒槽を設けること。
- 7 あなた及びあなたと同居する人が外出する場合は、手足、衣服を消毒すること。

家畜等移動制限の解除通知書

第 号
年 月 日

殿

〇〇家畜保健衛生所長

あなたが所有（管理）する家畜は、口蹄疫となるおそれが無くなったため、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 32 条第 1 項の規定により、平成 年 月 日付け 第 号で指示された移動制限を下記のとおり解除します。

記

1 家畜の種類

2 移動を制限する物品

病原体を拡げる恐れのある物品（家畜の死体、敷料、排せつ物、器具等）

3 移動を制限する区域

発生状況・清浄性確認臨床検査台帳(牛用)

平成 年 月 日
立入者()

1 農家氏名: _____
 2 農家住所: _____ 電話: _____
 3 農場所在地: _____ 電話: _____

4 経営形態: 繁殖・肥育・一貫・酪農

5 飼養規模: 繁殖牛: _____ 育成牛: _____ 肥育牛: _____ 子牛: _____ その他(): _____
 搾乳牛: _____ 合計: _____

6 導入もと () 出荷先 ()

7 給与粗飼料				
種類・産地	① 稲わら	② 麦わら	③ 乾牧草	④ その他 ()
	0. なし	0. なし	0. なし	0. なし
	1. 国産	1. 国産	1. 国産	1. 国産
	2. 中国	2. 中国	2. 中国	2. 中国
	3. その他	3. その他	3. その他	3. その他
購入先	()	()	()	()

8 発生地等からの来訪者	1. 有	1. 中国	2. 韓国	3. 台湾	4. その他の国()
		5. 他県()	県	市・町・村	
(過去3月以内)	2. 無	時期等: 月 日 (人)			

9 発生地等への農場関係者訪問	1. 有	1. 中国	2. 韓国	3. 台湾	4. その他の国()
		5. 他県()	県	市・町・村	
(過去3月以内)	2. 無	時期等: 月 日 (人)			

10 体調不良 症状等: 疑わしい症状が見られるもの (有・無)
 牛

異常牛の頭数()

11 臨床検査確認表(防疫指針に基づく留意事項通知 別添13に準拠)

番号	1	2	3	4	5
個体識別番号					
発熱					
過度の流涎					
そしゃく困難					
急性の跛行					
著明な一般症状悪化					
流産(妊娠牛)					
乳量減少(搾乳牛)					
潰瘍等 びらん 水泡	口腔				
	鼻腔				
	蹄部				
	乳房				
	外陰部				
	その他				

発生状況・清浄性確認臨床検査台帳(豚用)

平成 年 月 日
立入者()

1 農家氏名: _____
 2 農家住所: _____ 電話: _____
 3 農場所在地: _____ 電話: _____

4 経営形態: 繁殖・肥育・一貫・その他() _____

5 飼養規模: 繁殖豚: _____ 育成豚: _____ 肥育豚: _____ 子豚: _____ その他(): _____
 種雄豚: _____ 合計: _____

6 導入もと () 出荷先 ()

7 発生地等からの来訪者	1. 有	1. 中国	2. 韓国	3. 台湾	4. その他の国()
		5. 他県()		県	市・町・村
	時期等:	月	日	()	人
	(過去3月以内)	2. 無			

8 発生地等への農場関係者訪問	1. 有	1. 中国	2. 韓国	3. 台湾	4. その他の国()
		5. 他県()		県	市・町・村
	時期等:	月	日	()	人
	(過去3月以内)	2. 無			

9 体調不良 豚 症状等: 疑わしい症状が見られるもの (有・無)

異常豚の頭数()

10 臨床検査確認表(防疫指針に基づく留意事項通知 別添13に準拠)

番号	1	2	3	4	5
(耳刻, 所在豚舎, 豚房等)					
蹄部病変					
跛行(成豚はひどい)					
口腔粘膜病変					
鼻鏡病変					
哺乳忌避(子豚)					
衰弱・元気消失(子豚)					
悪臭を伴う下痢(子豚)					

番号	6	7	8	9	10
個体識別情報(耳刻, 所在豚舎, 豚房等)					
蹄部病変					
跛行(成豚はひどい)					
口腔粘膜病変					
鼻鏡病変					
哺乳忌避(子豚)					
衰弱・元気消失(子豚)					
悪臭を伴う下痢(子豚)					

飼養家畜の健康チェック表(異常の有無)

農家	電話番号	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

農家	電話番号	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	6月6日
		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

電話聞き取り内容

	農家名	市町名	健康状態 異常の有無	飼料会社	出荷時・搬出時 の運送会社	死亡獣畜の 取扱業者	備考	
1			有・無					消石灰を配布されたら農場内に播き、部外者を出入りさせないこと
2			有・無					
3			有・無					
4			有・無					
5			有・無					
6			有・無					
7			有・無					
8			有・無					
9			有・無					
10			有・無					
11			有・無					
12			有・無					
13			有・無					
14			有・無					
15			有・無					
16			有・無					

(別記様式7)

受 領 書

年 月 日

分任物品管理官 殿

県知事 氏名 (印)

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号の口蹄疫予防液使用及び譲与指令書に基づき、下記の物品を正に受領いたしました。

記

品 名 口蹄疫予防液

数 量 型 (ロット番号)

本 (ドーズ)

(別記様式8)

口蹄疫予防液使用報告書

年 月 日

農林水産省消費・安全局長殿

都道府県知事 氏名 (印)

年 月 日に譲与 (貸付け) を受けた口蹄疫予防液の使用について、下記のとおり報告いたします。

記

1 受領数量 型 (ロット番号)
本 (ドーズ)

2 使用数量 型 (ロット番号)
本 (ドーズ)

3 残数量 型 (ロット番号)
本 (ドーズ)

〔 うち処分数量 型 (ロット番号)
処分理由: 本 (ドーズ) 〕

4 返還数量 型 (ロット番号)
本 (ドーズ)

5 注射実施状況

実施市町村名	実施時期 月 日 ~ 月 日	注 射 頭 数		備 考 (注射反応、 個体識別反応等)
		家畜の種類	頭数	
		乳用牛 肉用牛 豚 その他 計		
累計		乳用牛 肉用牛 豚 その他 計		

- ※ 家畜保健衛生所において、住所、農場、使用者、接種家畜リスト (個体別番号等) 等について記載した個票を備えておくこと。
- ※ 口蹄疫予防液を処分する際には、その型、本数が分かる写真を撮り、本報告書に添付すること。